

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和四年度県統計調査の実施
- 優良図書の特選

統計分析課

- 有害図書の指定

男女共同参画青少年課

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の辞退

障害福祉課

- 保安林の指定の解除

治山課

- 道路の区域変更

道路整備課

- 道路の供用開始

〃

【公告】

- 公共測量の実施

監理課

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

目次

担当課（室）

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百三十二号

令和四年度において、次の県統計調査を実施する。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

食の安全・安心に関する県民意識調査

2 目的

岡山県の食の安全・食育推進計画の見直しにあたり、食の安全に対する県民の意識や行動の実態を調査し、得られた基礎資料から県民の意識やニーズの変化を反映させた新たな計画を策定する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

二十歳以上の男女

三 報告を求め事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求め事項

- (1) 回答者について（性別、年齢、住んでいる市町村、職業）
- (2) ここ一年間の食品の安全性についての不安の程度
- (3) 食品の安全性に関する情報の入手先
- (4) 食品の安全性に対する意識
- (5) 食品事業者が行うこととされる法令の遵守や衛生管理などの取り組みに対する信頼度
- (6) 食中毒、輸入食品に対する県民の意識
- (7) HACCPに対する県民の意識
- (8) 食品表示に対する県民の意識
- (9) 災害時の食の安全に対する県民の意識
- (10) 岡山県の施策についての満足度と要望度
- (11) 食品安全に関する意見等

2 その基準となる期日又は期間

令和四年十一月一日

四 報告を求めめる者

二千人（母集団の大きさ…約百五十万人）

五 報告を求めめるために用いる方法

郵送調査

六 報告を求めめる期間

令和四年十一月一日から同年十二月十五日まで

七 実施部課名

保健福祉部生活衛生課

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百三十三号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	図 書 名	著 者	作 者	発 行 所	対 象
1	ひかりではっけん みえた！せかいのうみのふしぎ	キヤロン・フランク ベッキー・ソーンズ 小松原宏子 田中達也	絵 訳	くもん出版	幼 児
2	くみたて	ミーシャ・アチャー	作	福音館書店	”
3	いはい日って なあに？	石津ちひろ	作 訳	B L 出版	小学生（低）
4	ドクターバク	ゴキンジョ 長砂ヒロ 岸田健児	著 絵・構成 文・構成	サンマーク出版	小学生（中）
5	すごいゴミのはなし ゴミ清掃員、10年間やってみた。	滝沢秀一	文	学研プラス	”（中）
6	読んでみない？ からだのこと。	明橋大二	監修	高橋書店	小学生（高）
7	にじいろのペンダント 国籍のないわたしたちのはなし	陳天璽 由美村嬉々 なかい かおり	作 絵	大月書店	”（高）
8	いつしよにいるよ 子どもと裁判に出た犬 フラッシュとハッシュの物語	涌井学	著	小学館	中 学 生
9	おにのまつり	天川栄人	著	講談社	”

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百三十四号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	雑誌	実話ナックルズ GOLD Vol. 28	大洋図書
2	〃	週刊実話 ザ・タビー 10月8日号	日本ジャーナル出版
3	〃	エキサイティングマックス1デラックス2 022夏	文友舎
4	〃	別冊ラザレーズ VOL. 10	大洋図書
5	〃	ラズマックス 2022年10月号	秋田書店

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百三十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションゆうぜん

2 所在地

津山市沼六八三一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社大幸

2 主たる事務所の所在地

津山市沼六八三一

三 廃止年月日

令和四年九月三十日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇八五四

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第四百三十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年十月七日

指定した医療機関

名称

アイン薬局 倉敷駅前店

所在地

倉敷市寿町一―二六 マツダパーキングビル一階

指定年月日

令和四年九月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四百三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
万波 誠	腎臓、ぼうこう・直腸	笠岡市立市民病院	笠岡市笠岡五六二八―一
松田 賢	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓、ぼうこう・直腸、小腸	医療法人福寿会	真庭市下河内三一四―二
石賀 光明	肢体不自由、心臓、呼吸器、腎臓	医療法人石賀	真庭市蒜山中福田二七四―二
		石賀医院	

◎岡山県告示第四百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和四年十月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
総社市日羽字山本一七の三、一八の四
- 二 保安林として指定された目的
水害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 福田老松線
- 三 道路の区域

区 域	別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市西中新田字焼山一三二番一地先から 倉敷市西中新田字八反地二八九番三地先まで	新	九・七〇 三八・〇	六一・〇
倉敷市西中新田字焼山一三二番一地先から 倉敷市西中新田字八反地二八九番三地先まで	旧	九・七〇 一一・六	六一・〇

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

◎岡山県告示第四百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	福田老松線	倉敷市西中新田字焼山一三一番一地从から 倉敷市西中新田字八反地二八九番三地从まで	令和四年十月七日

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

〔四九五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

豊野地内 加賀郡吉備中央町	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和四年九月二十八日から 同年十一月二十九日まで	測量期間

令和4年10月7日 岡山県公報 第12437号

〔四九六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月七日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字上仙一八〇五一、一八〇五―四、一八〇五―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井尻野一八〇六一

今川 幸雄

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月二十一日岡山県指令建指第三〇号

〔四九七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字畑岡四六三四―一、四六三五、四六三五―三、四六三七、四六三八、四六四〇―一、四六四〇―六、四六四一―一、四六四一―三、四六四二、四六四三、四六四四、四六四五、四六四七、四六四八、四六四九、四六五〇、四六五一―一、四六五一―二の一部、四六五二、四六五三、四六五四―三、四六五六―二の一部、四六五六―三、四六五七―三、四六五七―四、四六五九―二の一部、四六五九―三、四六六二―二、四六六四―二の一部、四六六四―三、四六六六―一、四六六七、四六六八、四六六九、四六七三、四六七四、四六七五―一、四六七五―三、四六七五―四、四六八〇―四、四七〇一―一、四七〇二―三、四七〇三―二、四七一―三の一部、四七六九―二、四七七〇―二、四七七二―二、四七七二―四の一部、四七八〇―一の一部、四七八〇―二の一部、四七八〇―三の一部、四七八六―一の一部、四七八七―一の一部、四七八七―二の一部、四七八七―六の一部

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二八〇

和気不動産商事株式会社

代表取締役 和氣五一郎

都窪郡早島町早島二七四―一

和気商店有限公司

取締役 和氣 祥子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十八日岡山県指令建指第二四七号

〔四九八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和四年十月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字畑岡四六三四―一、四六三五、四六三五―三、四六三七、四六三八、四六四〇―一、四六四〇―六、四六四一―一、四六四一―三、四六四二、四六四三、四六四四、四六四五、四六四七、四六四八、四六四九、四六五〇、四六五一―一、四六五一―二の一部、四六五二、四六五三、四六五四―三、四六五六―二の一部、四六五六―三、四六五七―三、四六五七―四、四六五九―二の一部、四六五九―三、四六六二―二、四六六四―二の一部、四六六四―三、四六六六―一、四六六七、四六六八、四六六九、四六七三、四六七四、四六七五―一、四六七五―三、四六七五―四、四六八〇―四、四七〇一―一、四七〇二―三、四七〇三―二、四七一―一―三の一部、四七六九―二、四七七〇―二、四七七二―二、四七七二―四の一部、四七八〇―一の一部、四七八〇―二の一部、四七八〇―三の一部、四七八六―一の一部、四七八七―一の一部、四七八七―二の一部、四七八七―六の一部

二 公共施設の種類

緑地

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

都窪郡早島町早島二八〇

和気不動産商事株式会社

代表取締役 和氣五一郎

都窪郡早島町早島二七四―一

和気商店有限公司

取締役 和氣 祥子

五 許可年月日及び許可番号

令和四年九月二十八日岡山県指令建指第二四七号